「旧戸籍謄本と新戸籍謄本の違い」

従来

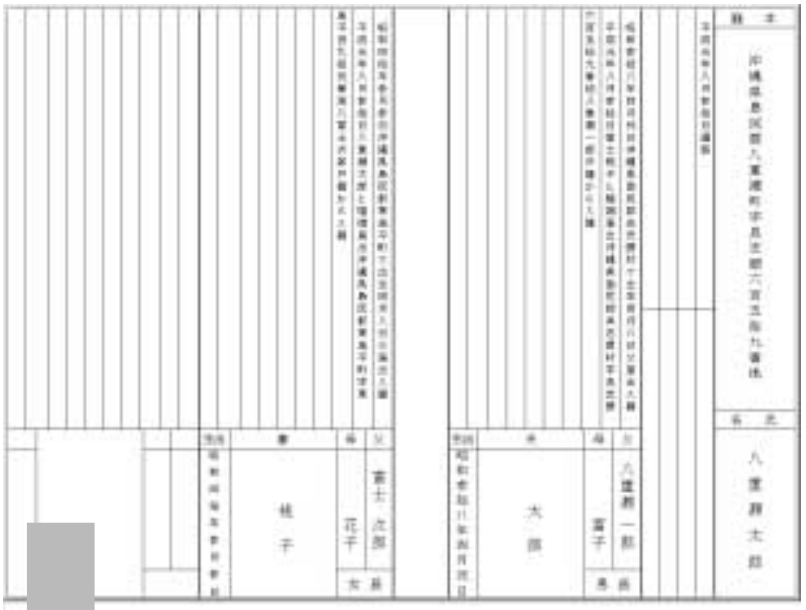

新

戸籍の謄本や抄本などの名称・書式が変わります

●戸籍謄本・抄本の名称が変わり、戸籍謄本（全部の証明）は「全部事項証明書」に、戸籍抄本（一部の証明）は「個人事項証明書」になります。

●戸籍謄本・抄本（全部・一部事項証明書）の様式が左図のように変わります。

今までの戸籍は「縦書き」文章体で記載されていましたが、改製後は、「横書き」で各項目ごとに記載され、漢数字も算用数字になりますので、読みやすくわかりやすい戸籍になります。

●今まで朱色で押印されていた職印は、コンピュータ用の電子印（黒色の印）に変わります。これに伴い、証明書の用紙には、複写機による偽造を防止する為の特殊な用紙（地紋紙）を使用します。

本籍・住所の表示が変わります

●本籍や住民票の地番表示が「○○番地の△」と記載されている場合は、「の」が省略され、「○○番地△」となります。

※これは地番の変更ではないので、運転免許証などを書き換える必要はありません。

●今回の戸籍電算化に伴い、戸籍附表も電算化を行います。

戸籍証明書の新旧対照

	変更前	変更後
名称	戸籍謄本	戸籍の全部事項証明書
	戸籍抄本	戸籍の個人事項証明書
様式	A３判横長	A４判縦長
書式	文章体縦書き	項目別横書き
用紙	白紙	複写防止用紙
公印	朱肉印	黒色の公印（電子印）